

第 12 次第 2 回横浜市消費生活審議会 会議録	
日時	令和元年 10 月 8 日（火） 9 時 00 分～10 時 06 分
開催場所	関内中央ビル 5 階特別会議室
出席者	天野委員、石塚委員、榎本委員、大森委員、河合委員、栗田委員、佐藤（有）委員、佐藤（喜）委員、城田委員、多賀谷委員、田中委員、星野委員、望月委員、森委員
欠席者	梅本委員、大澤委員、長尾委員、細川委員、村委員
開催形態	公開（傍聴者 0 人）
議 題	(1) 会議録確認者の選出について (2) 施策検討部会報告 (3) 消費者教育推進地域協議部会報告 (4) 消費生活協働促進事業審査評価部会報告 (5) 公募委員選考部会報告 (6) 消費者被害救済部会報告 (7) その他
決 定 事 項	○会議録確認者は榎本委員、大森委員とする。
	1 開会
田中会長	<p>おはようございます。会長の田中でございます。それでは定刻になりましたので、第 12 次第 2 回横浜市消費生活審議会を開会いたします。まず始めに、現在の出席委員についてご報告いたします。委員総数 19 名中、只今 14 名の方が出席されており、市消費生活条例施行規則第 2 条の規定により会議開催の定足数に達しております。なお、梅本委員、大澤委員、長尾委員、細川委員、村委員は所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。また、情報公開条例により、本日の審議会は公開となります。傍聴の方はいらっしゃらないようですけれども、会議録については要約いたしますが、原則そのまま委員名とご発言内容を公表させていただきますのでご承知おきください。では最初に、事務局から報告があるようですのでお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。消費経済課長の津留でございます。皆様には、ご多忙の中、また今日は朝早くの開催となりますがご出席いただきまして、誠にありがとうございます。昨年 12 月 10 日の第 1 回審議会以降、委員の交代が 2 名ございました。恐れ入りますが、お名前をご紹介させていただくお二人につきましては、一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、資料 1 の委員名簿をご覧ください。NO. 9 の佐藤 有美子委員は、所属団体の役員の変更に伴い、楊委員の後任として、消費生活協働促進事業審査評価部会及び消費者被害救済部会にご所属いただいております。佐藤 有美子委員一言お願いいたします。</p>

佐藤（有）委員	おはようございます。横浜市生活協同組合運営協議会から参りました、パルシステム神奈川ゆめコープの佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。続きまして、NO.18の望月委員は、清水委員の後任として、施策検討部会にご所属いただいております。望月委員一言お願いいたします。
望月委員	おはようございます。港北区から来ました望月と申します。横浜市消費生活推進員を務めておりまして、前回から出席しております。よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。事務局からは以上でございます。
	2議題(1) 会議録確認者の選出について
田中会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、配布されております議事次第に沿って進めてまいります。『議題(1)会議録確認者の選出について』に入ります。本審議会では、会議録の確認者を持ち回りで担当していただいておりますが、本日の会議録確認者2名につきましては、榎本委員と大森委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～ 委員了承 ～</p> <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p>
	2議題(2) 施策検討部会報告
田中会長	<p>議題(2)以降は、各部会の報告となっております。各部会の進行状況等のご報告は部会長からしていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議題(2)「施策検討部会報告」については、部会長は私でございますので、私から報告、説明いたします。お手元の資料2をご覧ください。一枚おめくりいただきますと資料2-1、1ページからが施策検討部会の報告書となっております。施策検討部会は、第12次の審議会の審議テーマとして掲げられた「若年者の消費者教育の在り方」について施策を検討し、審議会全体会に提案していくという部会です。このテーマは、第1回審議会本会で決定したもので、2022年4月に改正民法が施行され、成年年齢が18歳に引き下げられることによって、若者の消費者被害が増加することが予想されるため、若者が消費者被害に遭わないように、横浜市としてどのような施策を展開していくべきか、ということを中心に審議を行っております。部会報告書の他に、「参考1」というインデックスが付いている資料として、施策検討部会で使用した資料の一部を添付しております。この審議テーマである「若年者の消費者教育の在り方」に</p>

については、来年9月に本審議会からの報告として、市に報告書を提出することとなっております。施策検討部会としての検討状況はこれからご報告いたしますが、後ほど、施策検討部会以外に所属されている委員の皆様にもご意見やアイデアを伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、第1回、第2回部会で審議した内容についてご報告いたします。施策検討部会では、成年年齢引下げ時に大きな影響を受けるであろう、現在の高校生への消費者教育について、優先的に審議し早急に対策を講じるべきだろうという委員からのご意見を受け、前半部分にあたる第1回、第2回部会では、高校生世代を対象とした消費者教育に絞って審議を行ってきました。

第1回部会は、平成31年2月28日に開催し、「若年者の消費生活相談の状況について」、や市立金沢高校の家庭科教員の方をお招きして「市立高校における消費者教育等の状況について」ご説明いただいたり、現在、消費経済課や消費生活総合センターで行われている「消費者教育の取組状況について」という資料を元に審議を行いました。第2回部会は、令和元年7月19日に開催し、18歳、19歳の相談について分析を行った「若年者の相談分析について」や市内9校の市立高校家庭科教員へのアンケート結果を元にした審議を行いました。議事概要につきましては、2ページ以下をご覧ください。概要をご報告いたします。第1回部会では、「横浜市の消費生活相談のデータからも18、19歳に比べて20歳になると相談件数が増えているのだけれども、この現象と未成年取消権の関係について、より深く分析しないと、成年年齢引下げへの対策についてアイデアが出ないのではないか」というご意見をいただきました。そして、この点については、事務局で改めて分析を行い、第2回部会で議論をしようということになりました。第1回の議論では、「従来型の被害防止啓発型の消費者教育には、限界があるということが言われている」ということを共通認識とした上で、「そこにとどまらない新しいことを検討していこう」というご意見や「知識を教えるだけの教育ではなく、経験的に自分のことに引き付けて考えてもらえるような教え方や教材の工夫をする必要があるのではないか」というご意見がありました。このような考え方は、議論の共通基盤となったと思います。その他、「若者は『自分のために』というよりも『友達や後輩が被害に遭わないようにするにはどうしたら良いか』という投げかけをした方が興味を持ってもらえるのではないか」といったご意見やこれに関連して、「若者の中に『身近な歯止めになってくれる存在』を作ることが被害防止の担い手を作る事にもなるのではないかと」いったご意見などがありました。また、参加して下さった、市立金沢高校の家庭科教員からは、「消費者教育に充てる時間は家庭科の授業の中で6～8時間程度である」とことや「具体的な事例を基に学ぶなど、教材などを使って教えていく必要があると思う」といったお話しがありました。

第2回部会では、「市立高校家庭科教員へのアンケート」について、アンケート結果が参考1のページが附番されている7ページ以降に添付されていますので、ご参照いただければと思いますが、このアンケート結果や18、19歳に比して20歳で消費生活相談の件数が倍増する現象についての分析等を踏まえ、やは

り成年年齢引下げにより未成年取消権が使えない年齢が2歳下がることの影響は大きいであろうこと、その結果、2022年は成人する者が従前の3倍になるので、ここに向けた対策が重要であるという共通認識のもとに、高校教育における消費者教育の手法等について審議を行いました。意見としては、様々なものが出ましたが「現在、行政が配布しているリーフレットなどは内容的にも充実しているが、それを生徒が読んでくれているのか」という指摘や、「冊子等を学校に配布するだけではなく、同時に教材の使い方や内容に関する教員向けの研修をしたらどうか」というご意見がありました。その他、「家庭科教員全員が消費者問題に詳しいとは限らないため、教員の底上げや授業のバックアップとなるような支援をしていくことが現実的だろう」というご意見や「家庭科において消費者教育にあてる時間は多くない現状があるが、調理実習などの時間配分を工夫するなどの対策がとれないか」また、「社会科教員にも消費者教育に適性のある者は多いのではないか」という意見がありました。その他、「長期的な意味での消費者教育と2022年4月の成年年齢引下げに向けた短期的な消費者教育を考える必要があるだろう」ということで、「教員がすぐに使えるノウハウや生徒が興味を持つような教材の提供をするなど、2022年をめがけてまずは短期的な取組みを検討することで盛り上がりにも繋がり、市が目されるニュースソースになるのではないか」というご意見もありました。また、「行政以外に事業者団体が作成している教材の活用」が挙げられた他、「これまで実効性のある学校教育が定着していない理由として、取組を検証する仕組みが整っていない」ことが指摘され、「検証して改善していくというサイクルを作っていく必要がある」というご意見や「関心を持っている生徒を上手に誘導して育てて、『インフルエンサー』になってもらうという仕組みを設けられないか」といった様々なご意見が挙げられました。最後に、今後の開催予定ですが、部会の後半にあたる第3回、第4回では、高校生以外の世代の若者を対象とした審議を行う予定で、11月～12月と来年2月～3月に各1回開催し、5月～6月に施策検討部会としての審議内容をまとめた報告書(案)について審議を行う予定です。なお、先ほども申しあげましたように、報告書については、施策検討部会を中心に議論を行っておりますが、市に対する報告は本審議会からの報告となりますので、最終確定は令和2年9月に開催する第3回の本審議会の場となりますので、ご承知おきください。ご報告は以上です。

ここで、ただいまの部会報告について何かご質問やご意見を募りたいと思います。高校生を対象とした取組についてのご意見、それから第3回部会以降で議論する予定の高校生以上を対象とした取組についてもアイデア等をいただければと思います。特に、施策検討部会に所属されていない委員の方からご意見等を頂戴できればと思いますが、皆様いかがでしょうか。

田中会長

河合委員どうぞ。

河合委員

3ページに「教員の底上げや授業のバックアップ」とありますが、授業のバック

	<p>アップとなるような支援とは、具体的のどのようなことがあるのでしょうか。</p>
田中会長	<p>イメージとしては、家庭科教員の方が必ずしも消費者問題に詳しいとも限らないので、「何を教えたらいいのだろうか」というところから始まるので、授業内容についても企画づくりやアドバイス、教材づくりや研修など様々なものがあると理解しております。</p>
河合委員	<p>ありがとうございます。</p>
多賀谷委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
田中会長	<p>はい、多賀谷委員。</p>
多賀谷委員	<p>例えば、消費者センターのプロの方の講師派遣というのは考えていないのでしょうか。</p>
田中会長	<p>それも当然考えておりますし、消費者センターで教員向けの研修を行うというようにすることもできるのではないかと考えております。</p>
多賀谷委員	<p>別の案件なのですが、小学校であれば道徳の時間をいただいて出前学習をしているのですが、そのような形で行うということはいかがでしょうか。高校は家庭科の授業の中で行うのかもしれませんが、教育委員会と相談して時間をもらって、特化した講座を実施しているものもあるのですが、そのようなことも考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
田中会長	<p>消費経済課と教育委員会の連携というのはこれまでは、表立って行われていなかったのですが、現在は消費経済課で非常に重視されております。</p>
事務局	<p>それでは、私の方からすいません。今ご指摘いただきました点につきまして、消費経済課では出前講座のメニューをいくつか準備しております。小学校から中学、そして一応高校も想定していたのですが、成年年齢引下げに関する部分に重きを置いた出前講座ということで、主に高校生を対象とした出前講座のメニューも今年度から新設いたしました。お申込みがあれば対応したいと思っておりますが、現在はまだお申込みをいただけていない状況でPRを必死に行っております。</p>
田中会長	<p>現在を捉えると多賀谷委員がおっしゃるような、外部の委員を呼んで講座を行うようなことはあまり実施されていないようです。参考1に添付しているアンケートの結果をご覧くださいとわかると思うのですが。</p>
多賀谷委員	<p>私が今言ったのは、いじめに関する出前講座を小学校で行っております、同じ</p>

	<p>ような形をとれないかと思いました。</p>
田中会長	<p>そうしたら良いのではないかと、というご意見ということでよろしいでしょうか。</p>
多賀谷委員	<p>そうですね。そういうことも必要かなと思いました。</p>
田中会長	<p>重要なお意見だと思いますし、現実性もあるのではないかと思います。それも取り入れると言うことで。</p>
事務局	<p>はい。アイデアの一つとして。</p>
田中会長	<p>他はいかがでしょうか。</p>
田中会長	<p>今の多賀谷委員のご意見なども含めて、そのようなことを実現していこうと思うと、家庭科における消費者教育の時間を出してもらわなきゃどうしようもないと思いますので、そこは、当審議会の意見として明確に言うことになると思うのですけど。</p>
田中会長	<p>星野委員なにかご意見ありますでしょうか。</p>
星野委員	<p>いじめの問題が学校で出前講座として実施されているというお話がありました。いじめが社会問題化してからようやくそのような講座が取り入れられたのかなと思っていて、この消費者問題についても成年年齢の引下げによって間違いなく18歳、19歳も含めて社会問題化するのだらうと思うのですが、そうなってから出前講座に取り組むとなると、全体的に後手後手になってしまいそうなのが、全体的に気持ち悪くて、先ほど、出前講座の依頼を募られているということでしたが、もう少し、温度感を上げて取り組めないのかなというのがモヤモヤとしているところです。</p>
佐藤（喜）委員	<p>多賀谷委員の方から学校教育の中に講師を派遣したらどうかというお話がありましたが、イメージを教えてくださいなのですが、学校の先生ではなく相談現場で活躍されている方や消費者団体、事業者団体などいろいろな立場の方が考えられると思います。具体的にイメージされているのはどういう講師なのでしょう。</p>
多賀谷委員	<p>消費者センターの相談員の方ですね。現実には相談を受けていらっしゃるの方が説得力があるかなと思います。</p>
佐藤（喜）委員	<p>なるほど。実際に社会ではこういうことが起きているというようなお話しでしょうか。</p>

多賀谷委員	そうですね。結果的にこういう風になっちゃったというお話しの方が現実味があり、切実なことが受け取りやすいのではないかと思います。
佐藤（喜）委員	例えば、全国組織であれば全国相談員協会さんや市でもすでに専門家の派遣はやてらっしゃるかもしれませんが、どのようなルートを辿ってであれ消費生活の相談員さんに講師をやっていただければということですね。
田中会長	事務局から何かありますか。
事務局	先ほど、星野委員からいただいたご指摘についてですが、私たちも重く受け止めておりまして、内部的にはありますが主に教育委員会と根強く交渉しているということで、なんとか動かして見せるという想いではありますので、何とか前向きな報告ができればと思っております。
田中会長	せっかくですので皆さんいかがですか。 それでは、今日ご報告しましたので意見等は常々消費経済課の方に言ってもらってもいいですし、是非皆さんの意見を反映していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。では、施策検討部会の報告につきましては、この程度でよろしいでしょうか。
	2 議題(3) 消費者教育推進地域協議部会報告
田中会長	それでは、続いて、議題(3)「消費者教育推進地域協議部会報告」です。部会長の大澤委員がご欠席のため、代理で栗田委員からご報告をお願いいたします。
栗田委員	それでは、消費者教育推進地域協議部会の報告をさせていただきます。資料2-2、5ページをご覧ください。教育部会では、主に「横浜市消費者教育推進計画」の策定や計画の効果的な推進に向けた意見交換、委員間の情報交換を行っています。また、構成委員ですが、資料にありますように、審議会委員5名に加え、4名の専門委員が所属しています。第1回審議会以降の開催状況についてですが、まず、5月に令和元年度の消費者教育推進計画について、審議会委員5名に書面表決でご確認いただき、計画を確定いたしました。また、7月23日に第1回部会を開催し、「令和2年度横浜市消費者教育推進計画について」等を議題に情報共有や意見交換を行いました。裏面の6ページをご覧ください。 第1回部会の議事概要についてですが、「平成30年度計画の実施状況の振り返り」と「令和元年度計画の進捗状況の確認」を行い、「令和2年度計画」に向けた意見や情報交換を行いました。主な意見等については、6ページから7ページに記載のとおりです。要約しますと、「成年年齢引下げに伴う高校生向け、大学・専門学校生向け消費者教育の重点的取組」や「高齢者の消費者被害に対する見守る家族へのサポート」など、様々な意見やアイデアが出されました。 特に「成年年齢引下げに伴う高校生向け、大学・専門学校生向け消費者教育

	<p>の重点的取組」については、「SNS とか若者に身近なツールを使うか、消費者力が上がるような仕組み、例えば、ゲームで学ぶといったやり方を考えてもよい」など、多くの意見が出されました。最後に、今後の開催予定について、8ページをご覧ください。令和元年度と同様、5月に書面表決により、令和2年度計画の確定を行います。また、7月に部会を開催し、「令和3年度計画」に向けた意見交換等を行う予定です。消費者教育推進地域協議部会の報告は以上です。</p>
田中会長	<p>栗田委員、ありがとうございます。では、ただいまの説明について何かご質問、ご意見はありますか。</p>
田中会長	<p>私からいいですか。事務局の方から横浜市消費者教育推進計画というものはそもそも何であるのか、どういった構成になっているのかをご説明いただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>法律で策定が求められているものでございまして、本市としましては、上位計画であります中期計画がございまして、消費分野に関わる取組みについても様々な取組が行われております。基本的に上位計画である中期計画など市の持っている計画に基づく様々な施策が展開されてございまして、消費に関わる分野と言うのは非常に広いので、もろもろの計画で行われている消費者教育に関わるものを一旦統合いたしまして、計画として改めて再編して固めているというものです。</p>
田中会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは皆さんご質問、ご意見をお願いいたします。</p>
田中会長	<p>審議会のテーマと計画との関係というのはどう整理されているのでしたっけ。</p>
事務局	<p>基本的に計画というのは、毎年度市の方で策定して公表するという事で審議会の方で議論いただいております。審議いただくテーマについては、皆様方の方で消費者関係の問題につきまして、どういうところが問題なのかというところで、今回はたまたまという言い方はなんですが、皆様方の方から消費者教育について審議をした方がよいということでテーマとなっておりますので、別個のものということになります。</p>
田中会長	<p>別のものではあるのだけれども、今回はテーマが消費者教育に関する事なので、その点は重なると。どっちが優先というのはないのですが、当然矛盾はしない方が良いでしょうね。</p>

事務局	はい。そうです。
田中会長	それでは、消費者教育推進地域協議部会の報告につきましては、よろしいでしょうか。
	2 議題(4) 消費生活協働促進事業審査評価部会報告
田中会長	続いて、議題(4)「消費生活協働促進事業審査評価部会報告」です。では、河合部会長からご報告をお願いします。
河合委員	<p>それでは、消費生活協働促進事業審査評価部会の報告をさせていただきます。資料2-3、9ページをご覧ください。協働部会では、市内活動団体から募集した2つのテーマ、1つは「消費者被害の未然防止」、もう1つが「消費者市民社会の実現」に関する事業の審査、評価を行っています。採択された団体は、市から補助金が交付され、市と協働で事業を実施します。第1回審議会以降の開催状況についてですが、第1回を6月4日に開催し、平成30年度に事業を実施していただいた団体の事業評価を行いました。裏面の10ページをご覧ください。「平成30年度事業の評価について」ですが、30年度は2団体に実施していただきました。まず1つ「特定非営利活動法人 森ノオト」では、企画者を募集し、横浜の地産地消の魅力を伝える文化祭を開催いただきました。また、2つ目「横浜市資源リサイクル事業協同組合」では、リユースびんと地産地消をより身近に感じていただくバスツアー、また日常の消費行動を見つめ直す為の情報発信として、シンポジウムを開催いただきました。最後に、今後の開催予定については未定となっております。消費生活協働促進事業審査評価部会の報告は以上です。</p>
田中会長	河合委員、ありがとうございます。本部会報告については、事務局から補足があるようですので、よろしくをお願いします。
事務局	補足をさせていただきます。消費生活協働促進事業につきましては、平成30年度までで一旦休止とさせていただきます。実施内容の変更を検討させていただくことといたしました。そのため、今後の部会開催については未定となっております。事務局からは以上です。
田中会長	ただいまの説明について何かご質問、ご意見はありますか。
田中会長	言わずもがなかもしれませんが、一旦休止の理由は何でしょうか。
事務局	あまり整理ができていないので、上手く説明ができるかというところがあるのですが、テーマもやや繰り返しになると言いますか、最近ですと環境関係になっているかなというのがありますし、事業スキームとしてお金を団体に交付

	<p>して実施をしてもらうというものになっていますが、なかなか財政的に厳しい中、もう少し違う形で団体の優れた意見などを引き出せるような仕組みがないかと考えているところでございます。</p>
田中会長	<p>ありがとうございます。皆さんいかがでしょうか。</p>
星野委員	<p>参考によろしいでしょうか。昨年度のテーマが地産地消ばかりで、消費者市民社会の后者の方ですが、前者の消費者被害の未然防止のテーマにあたるような事業で過去に実施していたものは、どのようなものがあったのでしょうか。</p>
事務局	<p>当時私が担当していた、平成27年度あたりになります。その時は消費者被害の未然防止ということで、FPの方々が家計の相談ですとかFPさんが受けるような相談を無料で30分受けますというような事業ですとか、住宅関係の団体の方々が家をリフォームする際に気を付けるべき点など住宅に関する様々なテーマで、確か10回～15回程度だったと思うのですが、市民の方を対象とした講座を開催されていました。</p>
星野委員	<p>ありがとうございます。</p>
河合委員	<p>部会長の立場からどうかなとも思うのですが。確かに消費者被害の未然防止をテーマにした団体さんからの応募もありました。審査をする我々としても両方バランスよく採択した方が良いのではないかという意見もあったのですが、消費者市民社会のテーマで応募される方々の方が新しいアイデアがすごく多くて、評価が高くなってしまったということがありました。一方、消費者被害の未然防止というと、わりと地味でなかなか集客も難しいということもあって、実施の報告をいただいても、もう少し工夫ができるのではないかと考えられる部分もあったものですから、消費者被害の未然防止をテーマとする事業を採択するということがなく、事務局のご説明にあったようにそれが理由で事業を止めるということであれば、我々としては忸怩たる思いなのですが、大森委員はいかがでしょう。</p>
大森委員	<p>私も委員の一員ですので、関わっていた範囲で申し上げますとテーマが2つありまして、両方のテーマから1つずつ採択するという方針ではないので、私が見る限りでは、消費者市民社会のテーマに応募している団体の方が提案する事業が秀でていたというのが一つ大きいと思います。先ほど、集客の問題についてお話しがありましたが、最近は国センなどの苦情相談も全体的にみると、詐欺的なものが増えており、そこに対する啓発というのは重要なのですが、それが最近は俯瞰化しすぎてしまっていて集客にも影響がでているのではないかと思います。繰り返すようですが、アイデアとしては新しい分野の方が秀でていたということが大きな理由だと思います。</p>

田中会長	消費者被害の未然防止に関するテーマの事業だと団体からはどのような提案があったのでしょうか。参考までにご記憶の範囲で。
大森委員	私の記憶ですと1/3くらいはあったと思うのですが。
田中会長	例えばどのような内容なのでしょうか。
大森委員	啓発講座のような座学的なことと、その後に個別相談を受けるというような、従来からあるパターンの繰り返しのようなイメージですよね。本当に被害に遭いそうな方やトラブルに巻き込まれそうな方たちにどういうことができるかという点については、非常に悩ましい部分があるのですが、それは従来のやり方ではなかなか届かない、ということになるのだと思います。本当に被害に遭いそうな方が講座などに来て話をよく聞いて、次は気を付けようとなるのか、周りの人を助けよう、地域に戻って啓発をしていこうということであっても現実的には難しいのだろうなと思いました。
田中会長	ありがとうございます。 それでは、消費生活協働促進事業審査評価部会の報告につきましては、よろしいでしょうか。
	2 議題(5) 公募委員選考部会報告
田中会長	続いて、議題(5)「公募委員選考部会報告」です。 本部会については、事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局	資料2-4、11ページの公募委員選考部会の報告書をご覧ください。この部会は市民委員の選考をする部会ですが、第1回審議会以降、開催実績がなく、部会長の選出が行われていないため、事務局からご報告いたします。今後の予定ですが、次期、第13次審議会の市民委員を公募するため、令和2年5月と8月に開催する予定となっております。所属委員の方におかれましてはご承知おきいただきますようお願いいたします。
田中会長	では、ただいまの説明について何かご質問、ご意見はありますか。 次期、第13次の委員を選ぶことになるのでまだ、開催時期ではないというただそれだけのことですよ。
事務局	はい。
田中会長	それでは、公募委員選考部会の報告につきましては、よろしいですね。

	2 議題(6) 消費者被害救済部会報告
田中会長	<p>続いて、議題(6)「消費者被害救済部会報告」です。 これについても事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、消費者被害救済部会の報告をさせていただきます。資料は12ページでございます。本部会では、現時点で部会長が選出されていないため、事務局よりご報告します。被害救済部会は、消費生活総合センターで受け付けた相談のうち、解決することが困難であった事案につきまして、市長からの付託があった場合にあっせん・調停を行う部会として設置されています。第1回審議会以降の開催状況についてですが、9月末時点で未開催となっております。理由としましては、案件の詳細はお伝えできないのですが、本部会への付託について検討している案件があり、その調整を行っていたということでございます。</p> <p>最後に今後の開催予定ですが、付託案件がある場合には、その都度部会を開催し、付託案件がなかった場合にも、年に1回、状況確認のための部会を開催する予定です。消費者被害救済部会の報告は以上でございます。</p>
田中会長	<p>では、ただいまの説明について何かご質問、ご意見はありますか。</p>
佐藤(喜)委員	<p>この部会は開いていません、というご報告や先ほどご報告があった、消費者教育の部会がありつつ、私が所属している施策検討部会でも消費者教育に関する審議をしており、非常に密接しているテーマではあるけれども実際には二つに分かれて審議をしている、ですとか。そう考えますと分科会のように分かれていまして組織的には非常に充実したような俯瞰図を以前資料で見させていただいたのですが、開いていない部会があったり、密接する内容を審議している部会があったりなど、考えるとそんなに細かく分ける必要はないのではないかと思います。それから、公募の部会についても、どういう団体からどういう方を選考するのか、どのような媒体で募集をかけるのかなどを検討していくのでしょうか、改めて何人も集めて検討するより一度に皆さんで審議してしまった方が効率的ではないかとかですね。全体の仕組みを考え直しても良いのではないかと。そのためにものすごく事務局にも負担があつて、日程調整なども事務が大変だろうなと思ったこともあったので、感想で申し訳ないのですが、全体の仕組みについて検討してはどうかと思いました。</p>
田中会長	<p>ご指摘ありがとうございます。佐藤委員のご指摘がごもっともだと思う部分が多々ありまして、考えていかなければいけないのですが、一つ技術的なことを申し上げますと、公募委員選考部会については、公募自体は横浜市メディア、ホームページなどが使われていて、主たる部会の役割は応募して下さった方々を審査する、どなたを選ぶのかという具体的な役割がこの部会にはあります。たまたま12次が進行中で星野委員と森委員のお二人が選ばれて活動してい</p>

事務局	<p>ただいているので、現在は部会の役割がないというだけです。そして、被害救済部会については、これはせっかく部会があるのに機能していないじゃないか、というのは私が皆さんの側にいた時からずっと言っていたことで、市の方でもちゃんと機能させると言いながら事実上機能していない状況が続いてきたという状況であります。それから、消費者教育計画と審議会のテーマが関連しているじゃないか、というご指摘についてはまさにおっしゃるとおりで、別々に審議するのも変と言えば変なのは、おっしゃるとおりかもしれませんね。事務局から何か補足はありますか。</p> <p>ご指摘は受け止めさせていただきたいと思いますが、テーマについて効率的に意見をまとめていただくという役割でおそらく今の体制になっていると思われるので、それについて課題が生じたというご指摘を踏まえて、また私たちも事務的な面がというところもありますので、効率的な運営というのを考えていきたいと思っておりますが、今ここでどうします、というようなことも言えないものですから、ご意見は受け止めさせていただきたいなと思っております。</p>
榎本委員	<p>今のお話というのは、この審議会そのものは国の法律で決まっているからやるのか市の条例で決まっているのか、どちらなのでしょう。</p>
事務局	<p>条例でございます。市議会で議決を得た条例ということです。</p>
榎本委員	<p>ということは、やめられるということでしょうか。市議会で諮ればやめることができるということでしょうか。</p>
事務局	<p>そういうことになります。</p>
榎本委員	<p>と言うのは、私がこのごろ言っているのは、昨日の日経新聞に掲載されていたのですが、出生数が90万人を切ったと。実は私が団塊の世代なのですが、出生数は250万人なんですよ。ということは、1/3なんですよ。これから日本の社会が1/3になり、どんどん減っていくわけです。そうすると、すべてのことを整理していかなければならない。ただし、それをするには本当のリーダーシップが必要になります。私は企業経営者ですから、やめるというのはそれまでのしがらみが大きいわけですよ、一度やったことに対する。ですが、それをやるのが本当のリーダーシップがある人、それができないから、ダラダラとやり続けているということだと、私は思います。ですから、この審議会についても本当にいいものなのか考え直す必要があるのだと思います。本当に必要なのか。みんな建前上は必要だと言うのだけれども1/3にすると。仕事をね、横浜市の人だって1/3にすればいいんですよ。そうした時に何が残るのか、という順序ですよ。私だったら、そこに5人いますよね。そうすると人件費、副人件費で4～5千万かかっているわけですよ。そういうのを企業経営者とし</p>

	<p>て私も一部は出しているわけですよ。皆さん方なんかは、ちょっと前まで違うことをやっていたわけですよ。ある日突然、あなたはここに行きなさいと言われて、それなりのことを言わなければなりませんよね。市の工業会でものづくり支援関係の部長がいるわけですよ。その人はちょっと前まで別の仕事をしていた、ある日突然、部長で来て新年会では一端のことを言っているわけですよ。皆さん方も本当にやりたくてやっているのか、辞令一枚で来たのかわかりませんが、早く代わりたいたいという人もいますよ。ですから、そういうことも考えていかなければいけない。そういう時代がやってくるということですよ。</p>
田中会長	<p>本審議会は横浜市消費生活条例に則って設置されていますので、条例を改正すればなくすことはできます。現状として出生数の減少といった榎本委員の問題意識は至極もったいなお話ですが、横浜市は特段人口は減っていないはずですし、高齢化がかなり進んでいまして消費者被害も増えているだろうと。</p>
榎本委員	<p>今年がピークですから。</p>
田中会長	<p>高齢者はどんどん増えていきますよね。そうすると被害者の数も増えるわけです。そういうことで、国がやっていることに上乗せして市の条例があり審議会があるわけで、国がやれないことを積極的にやっということであれば意義があるわけで、お金を掛けてやっている以上は、意義のあることをせよ、という叱咤と受け止めて、次に進めたいと思います。</p>
田中会長	<p>被害救済部会については、付託検討中ということですが、検討はしていて大丈夫な案件なののでしょうか。早く付託しなくて大丈夫なののでしょうか。</p>
事務局	<p>付託については、端的に申し上げますとご本人様のご希望がないということで、付託ができないという状況になっております。</p>
城田委員	<p>私は被害救済部会の委員なので他の委員もそうかもしれませんが、行政の方だけで判断するのではなく、具体的事案があるのだけれども部会の救済に資するだろうか、適するのだろうかというご相談は随時受けておりまして、会長がおっしゃられたように、被害救済との絡みや制度の趣旨といった観点から我々としても意見を述べておりますので、なんとなく検討していてズルズルと言ってしまった、ということではないと理解しております。</p>
佐藤（喜）委員	<p>先ほどの私の発言で、審議会が意味のないものだと思われてしまっはと思ひまして。審議会は絶対に必要なものだと思ひています。神奈川県も横浜市も消費者行政については先進的な自治体ですし、条例でも決まっていますことなので、審議会自体はしっかりやらなければいけないと思ひます。ただ、部会の</p>

<p>田中会長</p> <p>田中会長</p> <p>榎本委員</p> <p>田中会長</p>	<p>仕組みや部会の連携などは過去踏襲ではなく、時代にそった形で組織替えとか工夫が必要だろうなと思いました。決して人件費がかかるからとか、そういった理由ではないです。</p> <p>ありがとうございます。皆さん誤解はしておりませんので、大丈夫ですよ。</p> <p>こういったご意見を踏まえると、被害救済部会はそろそろ機能しないとまずいのではと思います。</p> <p>私だったら、(事務局の人数は) 5人ではなく3人でやりなさい、としますけどね。そういうことを考えなさい、ということです。お金がかかっているわけですからね。</p> <p>それでは、消費者被害救済部会の報告につきましては、この程度でよろしいでしょうか。</p>
	<p>2 議題(7) その他</p>
<p>田中会長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは最後の議題(7)その他に入ります。</p> <p>事務局からお願いいたします。</p> <p>昨年9月まで開催しておりました第11次審議会についての報告をさせていただきます。報告書に基づく事業の進捗状況についてでございますが、資料3をご覧ください。第11次審議会では、「横浜市における市内事業者との連携・協力の在り方」というテーマでご審議をいただきまして、4つの方向性をお示しいただきました。報告の概要については、次ページにございますA3の概要版をご覧ください。この4つの方向性のうち、すでに実施しております3つの取組みにつきまして、進捗状況をご報告させていただきます。</p> <p>1つ目は、「事業者との情報共有の推進」という方向性1の内容に基づきまして、業界団体等と連携した情報共有の推進ということで、A4、1枚にまとめた最新の被害事例等をお知らせします「かしこい消費者コラム」というものを作成しまして、本審議会の委員でもある榎本委員が会長を務めてらっしゃる横浜市工業会連合会のご協力を得て、会員の皆様に情報発信をしております。参考2としまして、実際のコラムを添付しておりますので、後ほどご覧ください。</p> <p>また、取組みの2つ目として、「従業員への消費者教育の推進」という方向性2の内容に基づきまして、インターネット環境を利用した学習教材の整備ということで、働く世代等を対象とした「高齢者の消費者被害防止」に関する啓発動画の制作に現在、取り掛かっています。周囲の高齢者の「見守り」や自分自身も被害に遭わないようにという意識づけになることを目指しておりまして、年度内にWEBにアップする他、市内の交通機関や映画館等での放映を予定しているところでございます。</p>

	<p>3つ目の取組として、「事業者と連携した消費者被害防止の視点からの見守りの推進」という方向性4の内容に基づきまして、協働ネットワークにおける見守りの拡充ということで、平成29年度から市内事業者の協力により取り組んでおります、消費生活総合センターの連絡先が記載されております「お助けカード」の配布について、新たに東京ガス(株)横浜支店様にご協力いただけることとなり、従業員の皆様を始めOBの皆様にも地域の方への配布にご協力いただいています。参考3として、取組みを紹介する本市のHPの該当ページを添付しておりますのでご覧いただければと思います。現在の取組状況は以上となりますが、引き続き、第11次報告に基づく取組みの推進を行ってまいります。ご報告は以上です。</p>
田中会長	<p>ありがとうございました。何かご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
望月委員	<p>取組2の動画の制作、放映についてですが、年度内に放映とのことですが、いつ頃を予定されているのでしょうか。個人的にも拝見して、地域の啓発にも活かしていきたいと思います。状況を教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>ちょうど昨日、入札を行いまして、動画を制作いただく事業者が決定したところでございます。これから制作を1月にかけていたしまして、その後、HPや交通機関で動画を配信したいと思っております。動画の内容は15秒や30秒のCM程度のもをを考えています。</p>
望月委員	<p>ありがとうございます。</p>
田中会長	<p>他になければ、最後に事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>本日は、ご審議いただきありがとうございました。次回の審議会についてご連絡をさせていただきます。第12次、最後の会となる第3回審議会については、来年9月に開催する予定となっております。先ほど、会長からもご説明がありましたが、内容は、施策検討部会でご審議いただいている、「若年者の消費者教育の在り方」についての報告書の確定、また本日のような各部会の報告を予定しております。時期が近づきましたら改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。事務局からは以上です。</p>
	<p>3 閉会</p>
田中会長	<p>ありがとうございました。以上で本日の議題はすべて終了しました。引き続き、各部会でのご審議よろしくお願いいたします。</p> <p>それではこれで第12次第2回の横浜市消費生活審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>

資	料	議事次第	
		資 料 1	第 12 次横浜市消費生活審議会 委員名簿
		資 料 2	第 12 次第 2 回横浜市消費生活審議会 部会報告書
		資料 2 - 1	施策検討部会報告書
		資料 2 - 2	消費者教育推進地域協議部会報告書
		資料 2 - 3	消費生活協働促進事業審査評価部会報告書
		資料 2 - 4	公募委員選考部会報告書
		資料 2 - 5	消費者被害救済部会報告書
		参 考 1	第 12 次 施策検討部会 配布資料
		資 料 3	第 11 次審議会報告に基づく事業の進捗状況
		参 考 2	「かしこい消費者コラム」3号、4号
		参 考 3	横浜市HP抜粋（お助けカードについて）